

北海道農業経済学会著作権運用に関する取り扱い要領

北海道農業経済学会 編集委員会

本学会が刊行する学会誌に掲載された原稿（以下、原稿という）の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に規定する権利）に関する取り扱いは、以下の通りとする。

1. 原稿の著作権は、著作者に帰属する。
2. 前項の著作権の運用については、学会誌への掲載決定をもって本学会に委任したものとす。ただし、著作者が自己の著作物を自らが編著者となる他の著作物に利用する場合、および著作者が所属する機関のリポジトリへ収録する場合には、この限りではない。機関リポジトリへ収録する場合は、学会誌刊行後 2 年を経ないものについては、掲載が決定した著作者作成の最終稿とする。
3. 本規程の施行以前に学会誌（「北海道農業経済研究」を含む）に掲載された原稿についても、本規程を適用するものとする。
4. 著作者は本要領の第 2 項に定める著作権の運用方法に異議のあるときは、著作者の申し出により本学会と協議を行い、その運用方法を決定することができる。

2011 年 8 月 22 日制定